

第3章 今後の密集市街地対策の基本的な方針

1 まちづくりの基本目標と展開の方向性

大阪の成長を支えるまちづくりをめざし、「災害に強いまちづくり」と「活力と魅力あふれるまちづくり」の両輪で取組を展開します。



「活力と魅力あふれるまちづくり」により、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出すことにより、地域住民や民間事業者による建替えや土地活用、自主防災等の取組が進むことで、「災害に強いまちづくり」も促進されるといった好循環をめざします。

2 「地震時等に著しく危険な密集市街地」における基本的な方針

まちの防災性や地域防災力、まちの魅力を向上させる取組を実施します。また、危険密集の確実な解消及び解消までの安全性確保に向けた効果的な取組を重点的に実施します。危険密集の解消については、以下の目標を設定します。

危険密集 2,248ha について、 2030（令和 12）年度末までに全域を解消

◆解消の評価指標・整備水準

延焼危険性及び避難困難性に関する評価指標のうち、市が整備アクションプログラムに目標として設定した評価指標が以下の整備水準を達成すること

	評価指標*	整備水準
延焼危険性	想定平均焼失率	23%未満
避難困難性	地区内閉塞度	5段階評価中の1又は2

* 評価指標の詳細は、参考資料4（P.42）を参照

3 「地震時等に著しく危険な密集市街地」解消後の地区における基本的な方針

解消した危険密集の周辺地域も含めたまちの将来像を行政が検討・提示し、その実現に向けた面整備*の事業を実施するなど、官民連携による市街地リノベーションを進め、地域の魅力を高めるまちづくりを推進します。

ただし、防災面での課題が完全に解消したわけではないため、円滑な避難や消防活動の確保のための主要生活道路整備や自治会での防災訓練など、まちの防災性や地域防災力の向上の取組も引き続き実施します。

* 面整備事業とは、防災街区整備事業や土地区画整理事業、市街地再開発事業など多様な市街地整備手法を総称

4 今後の密集市街地対策のポイント

これまでの取組の評価・課題等を踏まえ、今後の密集市街地対策においては、特に以下内容を踏まえ取組を進めていきます。

- 1) 危険密集の確実な解消に向けた解消効果の高い取組を重点的かつ戦略的に推進
 - ・GISを用いて、延焼危険性を効果的に低減できる箇所を特定することで、危険密集の解消のスピードアップにつながりましたが、残りの危険密集の解消に向けて、より解消効果の高い個別の取組を重点的かつ戦略的に推進していきます。

- 2) 地域特性に応じた防災活動が円滑に実施されるよう地域への支援のさらなる充実
 - ・地域防災力に関する活動状況等の地域差を踏まえ、地域特性に応じた防災まちづくり活動への支援を充実させます。特に、危険密集においては、解消まで時間を要するため、被害軽減を目的に、安全性確保に向けた効果的な取組を実施します。
 - ・令和6年能登半島地震を踏まえ、延焼被害軽減対策として、感震ブレーカーのさらなる普及促進を進める必要があります。そのため、主に、危険密集が残る市が市街地の状況を踏まえ、感震ブレーカー設置に関する計画を作成します。

- 3) 危険密集解消後の地区も含め、民間活力を誘発するまちづくりを推進
 - ・まちづくりを通じて危険密集の確実な解消を目指すとともに、解消した地区の防災性や住環境の質を持続的に向上させるため、民間主体による建替えやまちの更新が自律的に進む環境の整備などに取り組みます。